

## 6 災害時の取り組み

### (1) 大規模地震や集中豪雨・台風発生時の行動

大規模地震や集中豪雨・台風などの発生に伴い、災害が発生するおそれがあることから、各家庭では二次災害を含めた災害の発生を防ぐために、適切な行動をする。

また、自主防災組織は、市の災害対策本部から出される避難に関する情報を地域住民に伝達するとともに、自宅から避難する必要がある住民（要避難者）に対して避難を呼びかける。

#### ア 地震発生時

- 身の安全を確保する。
- 家族の安否確認や屋内の安全確保をする。
- 地震に関する災害などの情報を収集する。
- 自宅の被災状況や周辺の火災などの被災状況を把握し、避難の要否を確認する。
- 電気ブレーカーの遮断やガスの元栓を閉め、通電火災等の二次災害の発生を防止する。

#### イ 集中豪雨・台風発生時

- テレビ、ラジオなどにより、気象情報や災害情報を収集する。
- 自宅からの避難が必要な家庭は、あらかじめ検討した安全な避難場所及び避難経路等の再確認や非常用持ち出し品の準備をし、「避難勧告」や「避難指示」に備える。
- 水害、河川の氾濫等が危ぶまれるときは、避難の準備等を早めにする。
- 「避難準備・高齢者等避難開始情報」が発令されたら、要避難者のうち、避難に時間を要する高齢者等は避難を開始し、その他の人はいつでも避難できるように準備をする。

### (2) 災害時の活動

災害時は、負傷者の発生や火災など様々な事態が発生する可能性があることから、防災関係機関及び諸団体とも連携しながら、みんなで力を合わせて被害の軽減に向けて活動する。

#### ア 情報の収集・伝達

自主防災組織は防災関係機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達する。また、地域住民の安否確認、被害状況や火災発生状況などを取りまとめ、行政機関（神前地区災害対策本部・神前地区市民センター）へ報告する。

#### イ 安否確認

各家庭は自分と家族に被害がない場合、玄関やドアノブなどにあらかじめ自治会から配布された安否確認用の「黄色いタオル」を掛け、安否を知らせる。

自主防災組織は各家庭の「黄色いタオル」により安否を確認するとともに、安否不明な世帯についての確認を継続する。

#### ウ 避難誘導

家屋の倒壊や浸水被害の危険などで、自宅から避難する必要のある地域住民（要避難者）は、各町で定められた緊急避難場所へ集合する。

この際、自主防災組織は、希望する避難先を記載した要避難者の名簿を作成するとともに、緊急又は指定避難場所へ要避難者を誘導する。

#### エ 救出・救助活動

家屋の倒壊などで救出・救助が必要なときは、行政機関（消防 119 番）に通報するとともに、消防救助車が到着するまでの間、自分自身の身の安全を確保しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行う。

#### オ 初期消火活動

火災発生発見時は行政機関（消防 119 番）に通報するとともに、大声で隣近所に伝えて応援をもらい、消防車が到着するまでの間、消火器具にて火災の延焼拡大を防ぐための初期消火に努める。

この際、火が大きくなり、消火が困難な時は消火活動を中止し、身の安全を守る。

#### カ 応急救護活動

負傷者や急病人（負傷者等）が発生したときは、医師の手当てが受けられるまでの間、負傷者等の応急手当をして、応急救護所へ負傷者を搬送する。

なお、重症重篤な負傷者等については、直ちに（消防 119 番）に通報して救急車を要請する。

#### キ 避難所の開設及び運営等

緊急又は指定避難所の開設及び運営の協力を実施し、避難者と良好な避難所の環境づくりを行う。

地域で必要な物資を把握し、神前地区災害対策本部及び防災関係機関等と連携しながら、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行う。

### (3) 災害活動体制及びマニュアル等

ア 災害時の活動組織及び体制等については、別添 2「災害時の地区防災活動体制図」による。

イ 地区内に大規模災害が発生していると認められるとき、または大きな災害の発生が予測されるときは、神前地区市民センター館長（市災対本部）と協議（報告）し、神前地区災害対策本部を設置するものとし、その設置・運営及び避難所の開設・運

営については、別に定める「神前地区災害対策本部・避難所運営マニュアル」による。

ウ 台風及び大雨等による避難行動については、別に定める「台風や大雨による災害に対する避難マニュアル」による。